

1. 特別支援学校等の児童生徒の増加の状況(H23→R3)
2. 特別支援教育を受ける児童生徒数の概況
3. 特別支援学校の幼児児童生徒数・学校数の推移
4. 特別支援学級の児童生徒数・学級数
5. 通級による指導を受けている児童生徒数の推移
6. 通常学級の教員の専門性の向上（教員養成課程における対応）
7. 普通免許状の取得にあたって修得を要する単位
8. 特別支援学校教諭免許状の概要
9. 特別支援学校教諭免許状の認定課程を有する大学一覧（令和2年4月時点）
10. 特別支援学校教諭免許状（一種免許状）のうち、視覚障害領域・聴覚障害領域の認定課程を有する教職課程大学数（令和3年度）
12. 特別支援学校の教員の免許状の保有率の向上に向けて
13. 特別支援学校教諭免許状の保有状況（都道府県別）
14. 特別支援学級等に配置されている教員の雇用形態

特別支援学校等の児童生徒の増加の状況(H23→R3)

- 直近10年間で義務教育段階の児童生徒数は1割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数はほぼ倍増。
- 特に特別支援学級(2.1倍)、通級による指導(2.0倍)の増加が顕著。

義務教育段階の全児童生徒数

(平成23年度)		(令和3年度)
1,054万人		961万人

特別支援教育を受ける児童生徒数

28.5万人		53.9万人
<u>2.3%</u>		<u>5.6%</u>

特別支援学校

視覚障害 聴覚障害 知的障害
肢体不自由 病弱・身体虚弱

6.5万人		8.0万人
<u>0.6%</u>		<u>0.8%</u>

小学校・中学校

特別支援学級

知的障害 肢体不自由
身体虚弱 弱視 難聴
言語障害 自閉症・情緒障害

15.5万人		32.6万人
<u>1.5%</u>		<u>3.4%</u>

通常の学級 (通級による指導)

言語障害 自閉症 情緒障害
弱視 難聴 学習障害
注意欠陥多動性障害
肢体不自由 病弱・身体虚弱

6.5万人		13.3万人
<u>0.6%</u>		<u>1.4%</u>

※平成23年度は公立のみ

※通級による指導を受ける児童生徒数は、令和元年度の値。

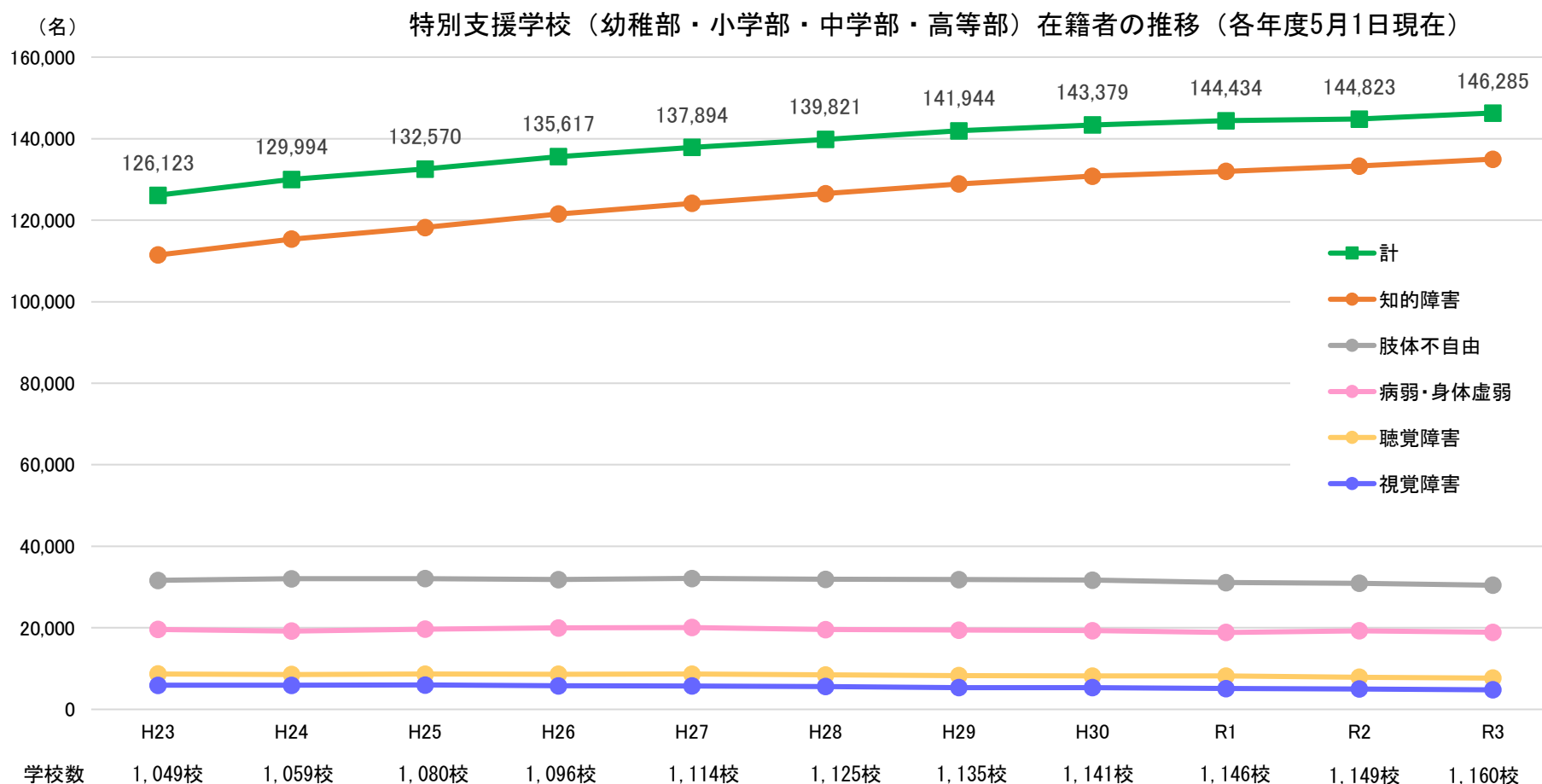
特別支援教育を受ける児童生徒数の概況

○ 障害のある子供に対し、多様な学びの場において、少人数の学級編制、特別の教育課程等による適切な指導及び支援を実施。

	特別支援学校	小・中学校等	
		特別支援学級	通級による指導
概要	障害の程度が比較的重い子供を対象として、専門性の高い教育を実施	障害の種別ごとの学級を編制し、子供一人一人に応じた教育を実施	大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部の時間で障害に応じた特別な指導を実施
対象障害種と人数	視覚障害 (約4,800人) 聴覚障害 (約7,700人) 知的障害 (約135,000人) 肢体不自由 (約30,500人) 病弱・身体虚弱 (約18,900人) ※重複障害の場合はダブルカウントしている 合計：約146,300人 (※令和3年度) (平成23年度の約1.2倍)	知的障害 (約146,900人) 肢体不自由 (約4,700人) 病弱・身体虚弱 (約4,600人) 弱視 (約600人) 難聴 (約1,900人) 言語障害 (約1,400人) 自閉症・情緒障害 (約166,300人) 合計：約326,500人 (※令和3年度) (平成23年度の約2.1倍)	言語障害 (約39,700人) 自閉症 (約25,600人) 情緒障害 (約19,200人) 弱視 (約200人) 難聴 (約2,200人) 学習障害 (約22,400人) 注意欠陥多動性障害 (約24,700人) 肢体不自由 (約120人) 病弱・身体虚弱 (約50人) 合計：約134,200人 (※令和元年度) (平成21年度の約2.5倍)
幼児児童生徒数	幼稚部：約 1,300人 小学部：約47,800人 中学部：約31,800人 高等部：約65,400人 義務教育段階の全児童生徒の 0.8% (※令和3年度)	小学校：約232,100人 中学校：約 91,900人 義務教育段階の全児童生徒の 3.4% (※令和3年度)	小学校：約116,600人 中学校：約 16,800人 高等学校：約 800人 (※令和元年度) 義務教育段階の全児童生徒の 1.4%
学級編制定数措置(公立)	【小・中】1学級6人 【高】 1学級8人 ※重複障害の場合、1学級3人	1学級8人	【小・中】13人に1人の教員を措置 ※平成29年度から段階的に基礎定数化 【高】 加配措置
教育課程	各教科等に加え、「 自立活動 」の指導を実施。障害の状態等に応じた弾力的な教育課程が編成可。 ※知的障害者を教育する特別支援学校では、知的障害の特性等を踏まえた教科を別に設けている。	基本的には、小学校・中学校の学習指導要領に沿って編成するが、実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考とした特別の教育課程が編成可。	通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた特別の教育課程を編成。 【小・中】週1～8コマ以内 【高】年間7単位以内
それぞれの児童生徒について 個別の教育支援計画 （家庭、地域、医療、福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で教育的支援を行うための計画）と 個別の指導計画 （一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標、内容、方法等をまとめた計画）を作成。			

※通常の学級における発達障害（LD・ADHD・高機能自閉症等）の可能性のある児童生徒：**6.5%程度**の在籍率（平成24年文部科学省の調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものではない点に留意。）

特別支援学校の幼児児童生徒数・学校数の推移



【令和3年度の状況】

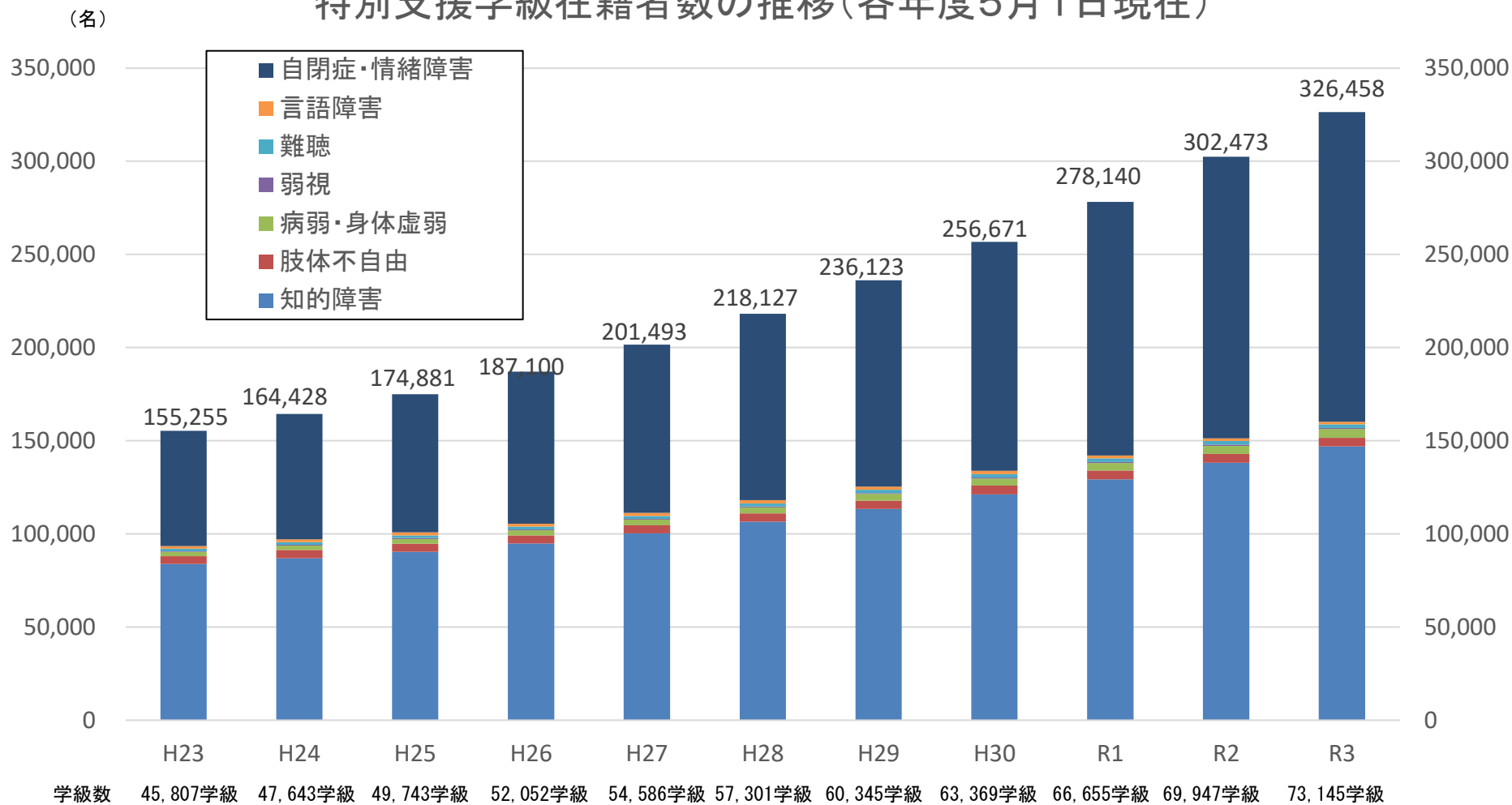
	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	84	119	801	354	154	1,512
在籍者数	4,775	7,651	134,962	30,456	18,896	196,281
学級数	2,054	2,759	32,095	12,114	7,518	56,540

（出典）学校基本調査

※平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校及び複数の障害を有する者については、それぞれの障害種に集計している。このため、学校数及び在籍者数のグラフと表の数値は一致しない。

特別支援学級の児童生徒数・学級数

特別支援学級在籍者数の推移(各年度5月1日現在)



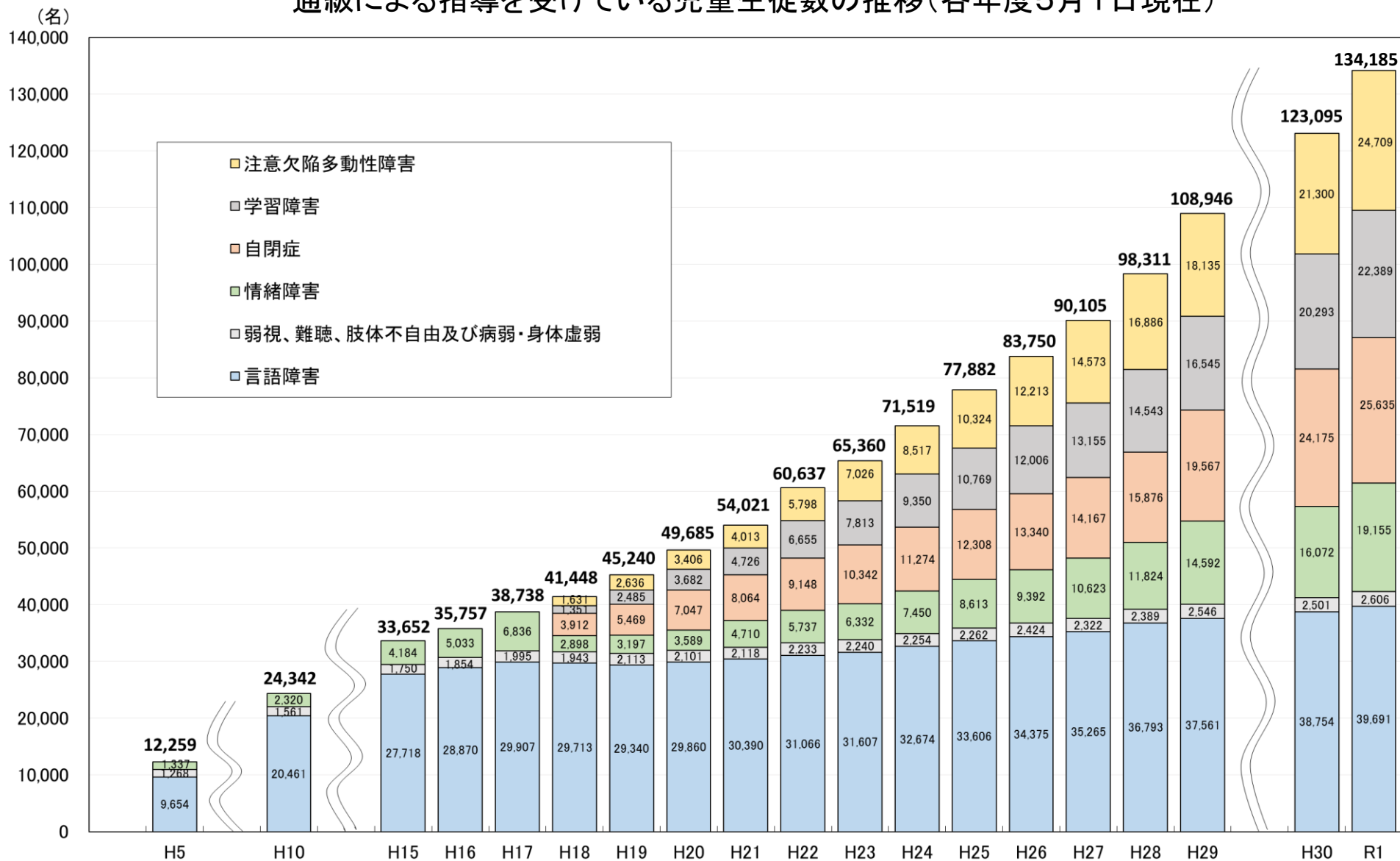
【令和3年度の状況】

	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害	計
学級数	31,227	3,191	2,883	544	1,341	692	33,267	73,145
在籍者数	146,948	4,653	4,618	631	1,931	1,355	166,322	326,458

(出典) 学校基本調査

通級による指導を受けている児童生徒数の推移

通級による指導を受けている児童生徒数の推移(各年度5月1日現在)



(出典)通級による指導実施状況調査(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課調べ)

※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。

※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について

（平成27年12月中央教育審議会答申）

- 教職課程の科目区分の大括り化
- 新たな教育課題等に対応するための履修内容の充実
- 教職課程コアカリキュラムの作成

特別支援教育に関する記述—抜粋—

4. 改革の具体的な方向性

（4）新たな教育課題に対応した教員研修・育成

- ・ **発達障害を含む特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒に関する理論及びその指導法は、学校種によらず広く重要**となってきたことから、**教職課程において独立した科目として位置付け**、より充実した内容で取り扱われるようにすべきである。また、上記科目のみならず、各教科の指導法や生徒指導、教育相談をはじめとした他の教職課程の科目においても、特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒への配慮等の視点を盛り込むことが望まれる。

関係法令等の整備

- 教育職員免許法の改正（平成28年11月）
- 教育職員免許法施行規則の改正（平成29年11月）
- 教職課程コアカリキュラム、
外国語（英語）コアカリキュラムの作成（平成29年11月）
- 全大学の教職課程の審査・認定（平成30年度）

令和元年度～ 新しい教職課程の実施

「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」が、1単位以上必修

教職課程コアカリキュラム（H29）…教職課程で共通的に修得すべき資質能力を明確化

特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解

抜粋

全体目標	通常の学級にも在籍している発達障害や軽度知的障害をはじめとする様々な障害等により特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒が授業において学習活動に参加している実感・達成感をもちながら学び、生きる力を身に付けていくことができるよう、幼児、児童及び生徒の 学習上又は生活上の困難を理解 し、個別の教育的ニーズに対して、 他の教員や関係機関と連携しながら組織的に対応していくために必要な知識や支援方法を理解 する。
------	---

（１）特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の理解

一般目標	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の 障害の特性及び心身の発達を理解 する。
到達目標	1) インクルーシブ教育システムを含めた特別支援教育に関する制度の理念や仕組みを理解している。 2) 発達障害や軽度知的障害をはじめとする特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の心身の発達、心理的特性及び学習の過程を理解している。 3) 視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱等を含む様々な障害のある幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難について基礎的な知識を身に付けている。

（２）特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒の教育課程及び支援の方法（略）

（３）障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の把握や支援（略）

普通免許状の取得に当たって修得を要する単位

■ 小学校教諭

(単位)

教科部分	各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
教科及び教科の指導法に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 教科に関する専門的事項※1 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）※2 	30	30	16
教育の基礎的理解に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解※3 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） 	10	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 道徳の理論及び指導法※4 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 ※5 生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導（キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。）の理論及び方法 	10	10	6
教育実践に関する科目	教育実習	5	5	5
	教職実践演習	2	2	2
大学が独自に設定する科目		26	2	2
教職部分	+ 「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」（各2単位、計8単位）	83	59	37

- ※1 国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（以下「国語等」という。）の教科に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目を修得
- ※2 専修免許状又は一種免許状の場合は、国語等の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ1単位以上、二種免許状の場合は6以上教科の指導法に関する科目について、それぞれ1単位以上を修得
- ※3 1単位以上を修得
- ※4 専修免許状又は一種免許状の場合は2単位以上、二種免許状の場合には1単位以上を修得
- ※5 「教育職員免許法施行規則要の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第35号）」（令和3年8月4日公布、令和4年4月1日施行）により、1単位以上を修得

■ 中学校教諭

(単位)

教科部分	各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
教科及び教科の指導法に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 教科に関する専門的事項※1 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）※2 	28	28	12
教育の基礎的理解に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解※3 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） 	10	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 道徳の理論及び指導法※4 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 ※5 生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導（キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。）の理論及び方法 	10	10	6
教育実践に関する科目	教育実習	5	5	5
	教職実践演習	2	2	2
大学が独自に設定する科目		28	4	4
教職部分	+ 「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」（各2単位、計8単位）	83	59	37

- ※1 例えば、数学の場合、代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピュータについて、それぞれ1以上の科目を修得
- ※2 専修免許状又は一種免許状の場合は8単位以上、二種免許状の場合には2単位以上を修得
- ※3 1単位以上を修得
- ※4 専修免許状又は一種免許状の場合は2単位以上、二種免許状の場合には1単位以上を修得
- ※5 「教育職員免許法施行規則要の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第35号）」（令和3年8月4日公布、令和4年4月1日施行）により、1単位以上を修得

特別支援学校教諭免許状の概要

- 特別支援学校の教員は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭免許状に加え、特別支援学校教諭免許状を有していなければならない。
※ただし、免許法附則第15項の規定により、当分の間、特別支援学校教諭の免許状を有していなくても特別支援学校の教員になれることとされている。
- 特別支援学校教諭の免許状は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）の特別支援教育領域を定めて授与される。現職教員として勤務経験を加味し習得単位数を軽減することや、免許状の授与を受けた後新たに特別支援教育領域を追加することも可能。

【教職課程】 大学等における単位

特別支援教育に関する科目		免許状の種類		一種・専修免許状	二種免許状
最低修得単位数	第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目		2	2
	第二欄	特別支援教育領域に関する科目 (※)	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	16	8
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		
	第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	5	3
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		
第四欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		3	3	
計			26	16	

【現職教員】 勤務年数 + 軽減された単位

	一種免許状	二種免許状	専修免許状
必要となる免許状	特別支援学校教諭二種免許状	幼、小、中、高の教諭の普通免許状	特別支援学校教諭一種免許状
教諭としての勤務年数	3年	3年 ※幼小中高での勤務含む	3年
必要習得単位数	6	6	15

- 特別支援学級担任や通級による指導を担当する教員については、特別支援学校教諭免許状を有すること等の法令上の規定はない。

特別支援学校教諭免許状の認定課程を有する大学一覧（令和2年4月時点）

※（ ）内は専攻・学科数

1. 専修免許状（大学院修士課程卒業程度）

	国立	公立	私立	計
視覚障害	10 (10)	0	0	10 (10)
聴覚障害	10 (14)	0	1 (1)	11 (15)
知的障害	50 (61)	0	11 (11)	61 (72)
肢体不自由	47 (57)	0	10 (10)	57 (67)
病弱	46 (56)	0	10 (10)	56 (66)
計	163 (195)	0	32 (32)	195 (227)

2. 一種免許状（大学卒業程度）

	国立	公立	私立	計
視覚障害	10 (16)	0	1 (1)	11 (17)
聴覚障害	16 (28)	0	4 (5)	20 (33)
知的障害	52 (78)	7 (8)	103 (111)	162 (197)
肢体不自由	51 (76)	7 (8)	99 (107)	157 (191)
病弱	48 (73)	7 (8)	97 (104)	152 (185)
計	177 (271)	21 (24)	304 (327)	502 (623)

3. 二種免許状（短期大学卒業程度）

	国立	公立	私立	計
視覚障害	0	0	0	0
聴覚障害	0	0	0	0
知的障害	0	0	2 (2)	2 (2)
肢体不自由	0	0	2 (2)	2 (2)
病弱	0	0	2 (2)	2 (2)
計	0	0	6 (6)	6 (6)

4. 通信課程（一種免許状） ※二種免許状は該当なし

	国立	公立	私立	計
視覚障害	0	0	0	0
聴覚障害	0	0	0	0
知的障害	0	0	6 (6)	6 (6)
肢体不自由	0	0	5 (5)	5 (5)
病弱	0	0	5 (5)	5 (5)
計	0	0	16 (16)	16 (16)

特別支援学校教諭免許状（一種免許状）のうち、 視覚障害領域・聴覚障害領域の認定課程を有する教職課程大学数（令和2年度）

視覚障害領域

11大学（国立：10、私立：1）

- ・宮城教育大学
- ・筑波大学
- ・宇都宮大学
- ・群馬大学
- ・帝京平成大学
- ・上越教育大学
- ・愛知教育大学
- ・大阪教育大学
- ・兵庫教育大学
- ・広島大学
- ・福岡教育大学

聴覚障害領域

20大学（国立：16大学、私立：4大学）

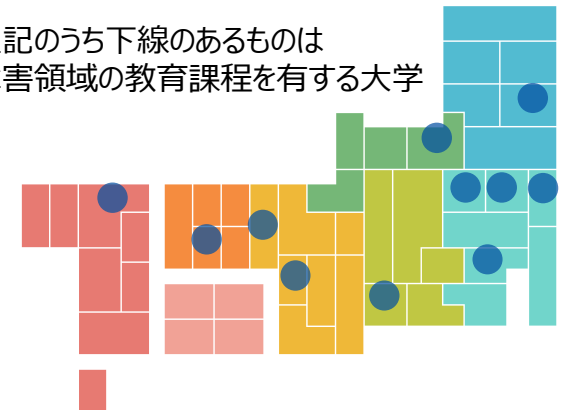
- ・宮城教育大学
- ・東北福祉大学
- ・筑波大学
- ・宇都宮大学
- ・群馬大学
- ・東京学芸大学
- ・帝京平成大学
- ・日本社会事業大学
- ・横浜国立大学
- ・上越教育大学
- ・金沢大学
- ・岐阜大学
- ・愛知教育大学
- ・京都大学
- ・大阪教育大学
- ・兵庫教育大学
- ・広島大学
- ・愛媛大学
- ・川崎医療福祉大学
- ・福岡教育大学

（参考）都宮大学・群馬大学共同教育学部（令和2年度設置）

宇都宮大学と群馬大学が共同で教育学部を設置し、両方の大学で5領域（知的障害者・肢体不自由者・病弱者・聴覚障害者・視覚障害者）の免許取得が可能となった。

（従来は、宇都宮大学では聴覚障害者・視覚障害者、群馬大学では視覚障害者の領域が設置されていなかった）。

※上記のうち下線のあるものは
5障害領域の教育課程を有する大学

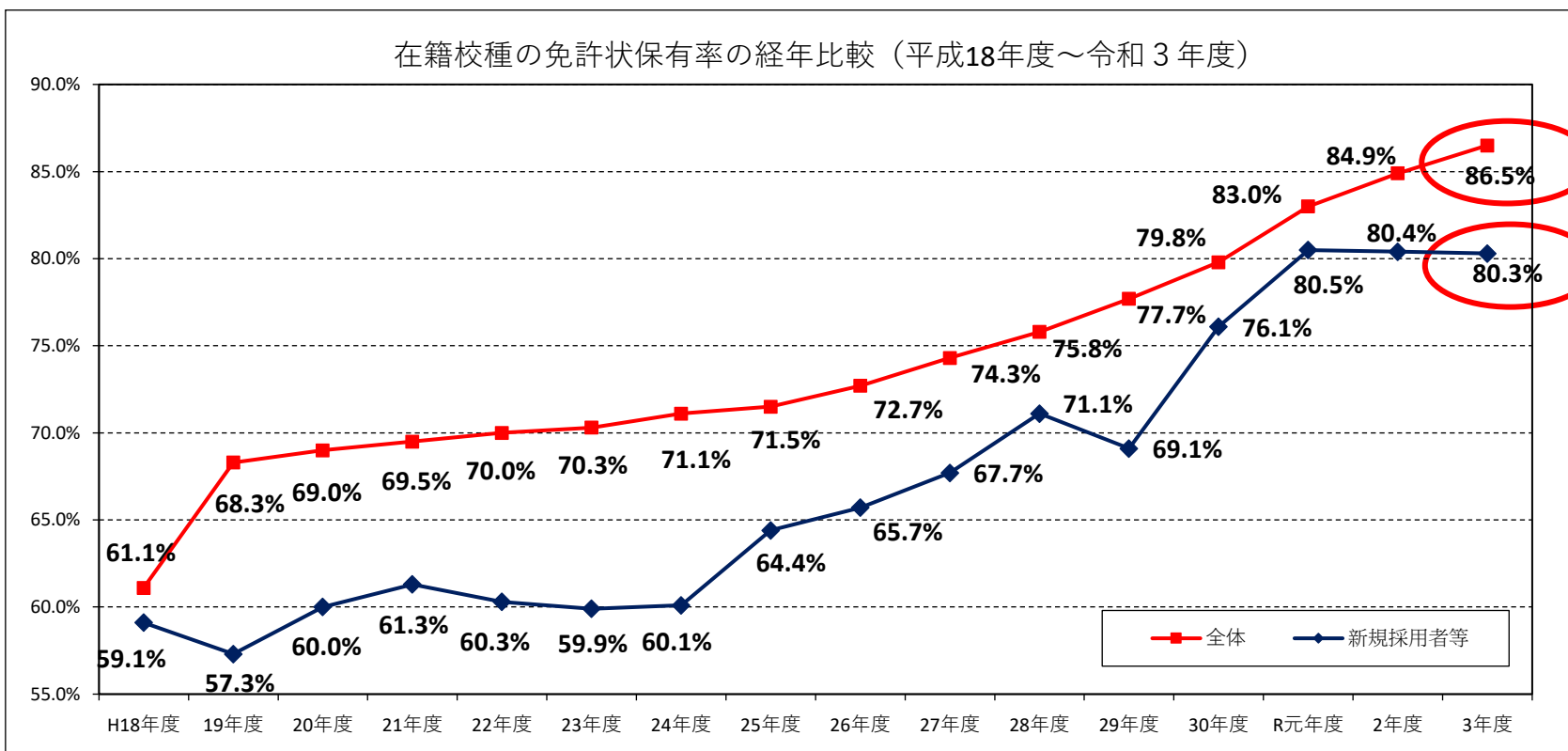


特別支援学校の教員の免許状の保有率の向上に向けて

(特別支援学校における在籍校種の免許状保有率の経年比較)

○免許状保有率:86.5%(令和3年度) ⇒ **本来保有すべきもの**
 ※教育職員免許法附則第15項(「当分の間」保有を要しないとする経過措置規定)

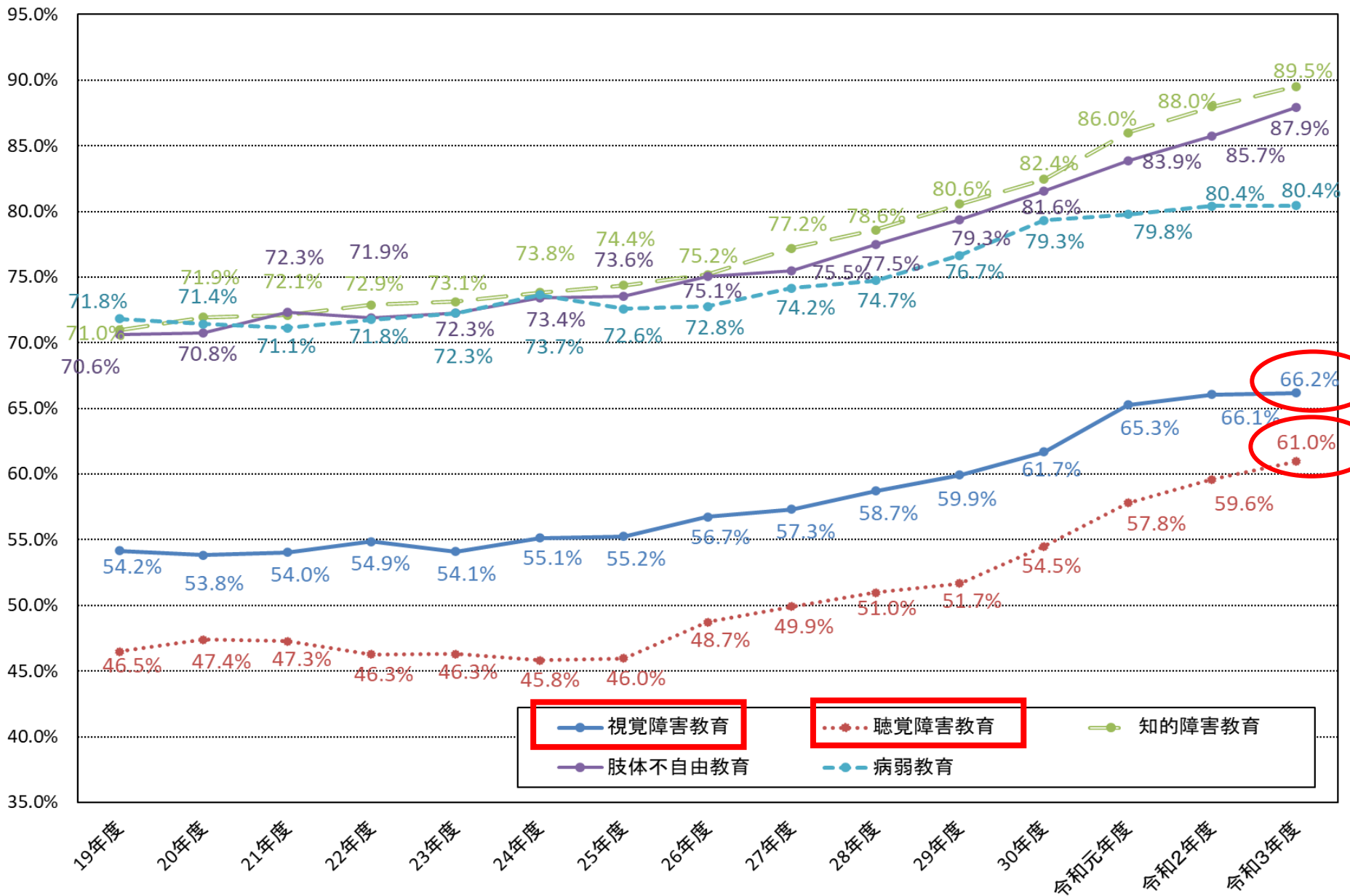
- ・特別支援学校全体の免許状保有率は上昇傾向
- ・通知により、免許状取得に向けた年次計画の策定等を指示



※平成18年度の全体及び新規採用者の数値は、在籍校種の免許状保有者の割合を示す。
 平成19年度以降は、いずれの数値も「当該障害種の免許状保有者」と「自立教科等の免許状保有者(当該障害種)」を合わせた割合を示す。

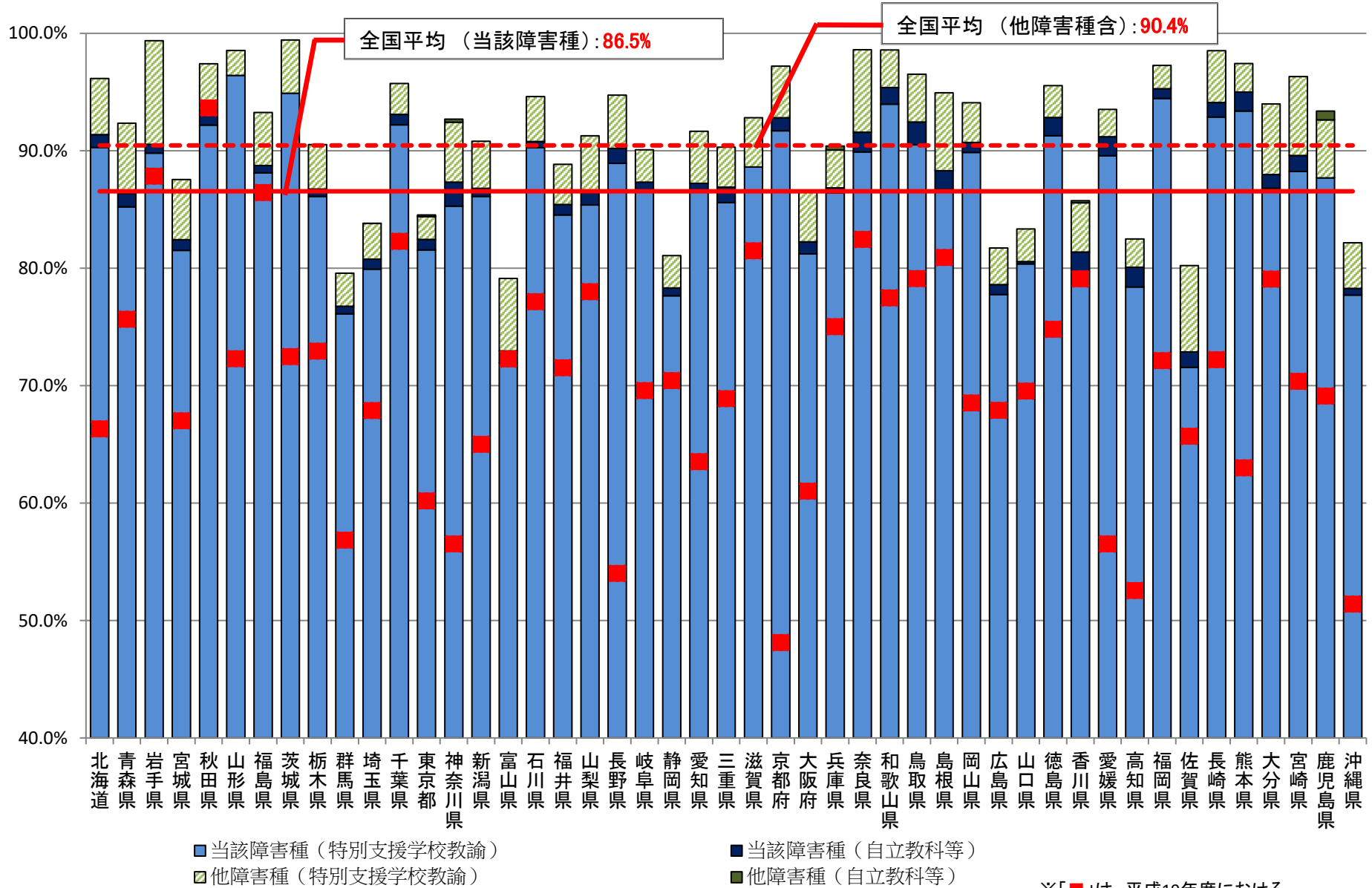
※特別支援学級(小・中学校)担当教員で、小・中学校教諭免許状に加え、特別支援学校教諭免許状を保有している割合:**31.1%**

在籍校種の特別支援学校教諭免許状の保有率の推移（障害種別）



特別支援学校教諭免許状の保有状況（都道府県別）

公立学校における特別支援学校教諭等免許状の都道府県別状況



※調査結果の詳細は、http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1343899.htm を参照

※「■」は、平成19年度における当該障害種の免許状保有率

特別支援学級等に配置されている教員の雇用形態

- ✓ 5月1日時点で学校に配置されている教員の雇用形態別内訳（上表）およびそのうち学級担任の雇用形態別内訳（下表）。
- ✓ 特別支援学級の学級担任について、臨時的任用教員の比率が通常学級より高い。

■学校に配置されている教員の雇用形態別内訳（5月1日時点）

学校種	正規教員			臨時的任用教員		非常勤講師 (会計年度任用職員)	合計
	正規教員	再任用教員 (フルタイム)	再任用教員 (短時間)	臨時任用教員	うち産休・育休代替教員等		
小学校	331,697 (87.38%)	11,236 (2.96%)	3,737 (0.98%)	41,991 (11.06%)	18,528 (4.88%)	5,911 (1.56%)	379,598
中学校	191,090 (87.45%)	9,781 (4.48%)	1,559 (0.71%)	23,820 (10.90%)	5,857 (2.68%)	3,594 (1.64%)	218,504
高等学校	143,067 (89.59%)	11,211 (7.02%)	2,000 (1.25%)	11,092 (6.95%)	2,687 (1.68%)	5,529 (3.46%)	159,688
特別支援学校	63,899 (81.43%)	2,441 (3.11%)	533 (0.68%)	13,274 (16.92%)	3,437 (4.38%)	1,301 (1.66%)	78,474

■小・中学校の学級担任の雇用形態別内訳（5月1日時点）

学校種	正規教員		臨時的任用教員		その他	合計
	正規教員	再任用教員 (フルタイム)	臨時任用教員	うち産休・育休代替教員等		
小学校の学級担任	237,099 (88.40%)	5,533 (2.06%)	30,826 (11.49%)	13,892 (5.18%)	276 (0.10%)	268,201
うち特別支援学級	39,164 (76.17%)	2,725 (5.30%)	12,182 (23.69%)	4,491 (8.73%)	70 (0.14%)	51,416
中学校の学級担任	101,750 (90.72%)	2,266 (2.02%)	10,402 (9.27%)	2,131 (1.90%)	8 (0.01%)	112,160
うち特別支援学級	16,750 (76.03%)	1,435 (6.51%)	5,276 (23.95%)	914 (4.15%)	4 (0.02%)	22,030

(注1) 表中の () 内は合計に対する割合を表す。

(注2) 「うち産休・育休代替教員等」には産休代替教員、育児休業代替教員、配偶者同行休業代替教員の数を計上。